

◆ NPO法人を設立する前の確認事項について

※設立準備会等での話し合いの際にご活用下さい。

定款や事業計画書・活動予算書を作成する際の参考として頂きたいと思います。

No.	項目	確認項目	理由	チェック
1	法人化について	法人格は本当に必要ですか。	法人化しなければならない理由は明確ですか。法人としての義務を継続して果たせますか。	
		NPO法人を設立する必要性は明確ですか。	法人化するためには、NPO法人以外（一般社団法人p-16, 17参照等の法人格）も検討してみましたか。	
2	ミッションの確立（定款第3条及び趣旨書等）	自分たちが考える、この社会の課題とは何か。	課題の明確化はできていますか。	
		その課題を解決し、目標とする姿は何か。	目標とする将来像は明確ですか。	
		課題や目標は、分かりやすい表現で説明できますか。	趣旨書や定款第3条の目的へ反映するには一般の人が見て分かりやすい表現となっていますか。	
3	事業を立てる（定款第5条、事業計画書、活動予算書等）	ミッションで確認した課題を解決するためには、どのような活動を行いますか。	「やりたい事業」ではなく「実現できる、やるべき事業」の計画となっていますか。	
		その事業は、目的に沿っていて、公益性（不特定多数のもの利益）がありますか。	特定非営利活動事業としては、法人の目的に沿った事業であること、公益性があることなどが要件になります。	
		その事業を行うためには、どのような資金が必要でしょうか。	会費、事業収入、寄附金、補助金等について配分や要件の確認などはされていますか。	
		その事業の規模としては、どの程度の予算が必要となりますか。（約半年間分、1年間分）	設立初年度と翌年度の事業規模と資金計画は適切に計画されていますか。	
		予定している事業を行うだけの体制が整っていますか。	事業を実施するために必要な人員の確保や区分経理について対応できますか。	
		その他の事業は実施しますか。	その他の事業の必要性や内容について検討されましたか。	
		その他の事業を実施する場合、その規模は適切でしょうか。	特定非営利活動事業に支障がない（過大や赤字にならない）規模ですか。	
4	組織について	役員は、NPO法上の要件を満たしていますか。	役員の定数や欠格事由、親族や報酬の制限など確認されていますか。	
		役員、社員、職員等の役割分担ができていますか。	組織としての執行体制と、実際に活動を行う人との連携や、会議での報告体制などは整っていますか。	
		職員を雇用する場合の手続きや税金についても確認されていますか。	各種保険や、法人税法上の収益事業にあたるかどうかの確認など、法人化後の手続きについても検討されていますか。 ※法人化後は、様々な手続きをそれぞれの期限内に行わなければなりません。期限を過ぎたために、必要以上の支出（過料等）を支払わなければならない場合もあります。	